

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市西区南観音六丁目12番21号



許可の年月日 令和 2年12月22日

許可の有効期限 令和 7年12月21日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
一般産業廃棄物	一般産業廃棄物
特定産業廃棄物	特定産業廃棄物

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
..		..	
..		..	
..		..	

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
収集・運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>廃油 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
収集・運搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	<p>燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>廃油</p> <p>廃酸</p> <p>廃アルカリ</p> <p>廃プラスチック類</p> <p>紙くず</p> <p>木くず</p> <p>繊維くず</p> <p>動植物性残さ</p> <p>ゴムくず</p> <p>金属くず</p> <p>ガラスくず(ガラスクリップ等(農作物新築、改築又は除去に伴って生じたもののを除く。)及び陶磁器くず)</p> <p>鉱さい</p> <p>がれき類</p> <p>ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃プラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白</p>

複写

複写

許可番号 03709007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田恵造



許可の年月日 平成29年10月24日

許可の有効年月日 令和4年10月23日

1. 事業の範囲

(1)積替え又は保管の有無:積替え又は保管を含ます。

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④鉛さい⑤ばいじん(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月24日 (当初許可)

令和元年11月15日 (法人代表者の変更による書換交付)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下 余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 平成28年3月22日

許可の有効年月日 令和5年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

鉱さい（水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管を含まない。】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラウン管、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184 84.2m² 鉱さい 104m³ 1.5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月28日 更新許可（優良認定）

平成30年2月15日 変更許可

令和元年11月6日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 -

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

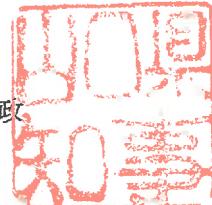
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崑政



平成31年 4月13日

許可の有効年月日

令和8年 4月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 5月 7日 更新許可

令和元年11月 1日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 小林友則))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成35年 4月15日



1. 事業の範囲

	取扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破碎物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）	—
(14)	鉱さい	—
(15)	がれき類	—
(16)	ばいじん	—

・以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

・(6)、(13)及び(15)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

・「—」は積替え保管ができないものを示す。

・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 8日 更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん））
令和元年11月13日 変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無

鳥取市 有 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

 有 無



許可番号: 03200007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

広島市西区南観音六丁目12番2号

名 称

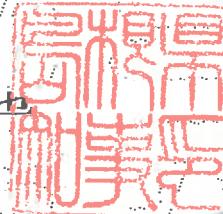
株式会社 環境開発公社

優良

代表取締役 粟本 豊志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日

令和2年10月28日

許可の有効年月日

令和9年10月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

機器類、金銭類、ガラス、土等以上3品目、自動車部品類及び管類を除く
 燃え殻、汚泥、廢油、硫酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性皮さ、ゴムくず、動植物性
 布類、以上14品目、有機含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物
 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
 を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)昭和60年5月11日新規許可
- (2)取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成20年11月1日変更許可
- (3)令和2年10月28日更新許可

5. 積替え許可の有無

松江市の区域に係る積替え許可無

有

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

無



許可番号 03709007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田恵造



許可の年月日 平成29年10月24日
許可の有効年月日 令和4年10月23日

1. 事業の範囲

(1)積替え又は保管の有無:積替え又は保管を含まず。

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④鉱さい⑤ばいじん(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月24日 (当初許可)

令和元年11月15日 (法人代表者の変更による書換交付)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 360007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

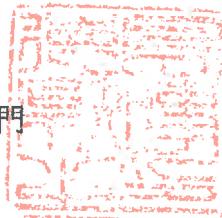
住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 岸本 輝志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 明



許可の年月日 令和3年11月17日

許可の有効年月日 令和8年11月16日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、鉱さい、ばいじん

(以上5種類、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月17日 新規許可

□ 情報を記入する

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・印

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南鏡音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 12 月 22 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 21 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかが明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並に当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替のための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類）の追加

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

平成29年 1月20日 変更許可により取扱品目（繊維くず、ばいじん）の追加

令和 3年12月22日 更新許可 以下余白

（以下裏面に記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有・ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第 02809007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 平成30年10月1日

許可の有効年月日 令和5年9月30日



1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 14.鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年10月1日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

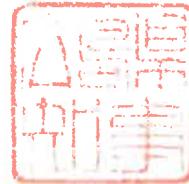
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
 氏名 株式会社 環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成31年3月23日
 許可の有効年月日 令和8年3月22日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シスター1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シスター1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数1.2・5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シスター1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
 - ・ P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
 - ・ 廃石綿等
 - ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シスター1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年5月9日 更新許可（優良認定）
令和元年11月6日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第03550007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優

良

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 則政



許可の年月日

平成31年 3月 23日

許可の有効年月日

令和8年 3月 22日

1. 事業の範囲

(1)特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2)事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年 3月 23日 更新許可
令和元年11月 1日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 小林友則))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃PCB等 (低濃度PCBに限る)
- PCB汚染物 (低濃度PCBに限る)
- 以上 10 種類

許可番号 03154007362

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和 3年 7月 8日
許可の有効年月日 令和10年 7月 7日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和 3年 8月 26日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

別紙

1. 事業の範囲

取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限 定 な し	限定内容																				積替え保管の有無	その他の限定条件	
		揮発油類	水素イオン濃度指數及び軽油類	水銀又はその化合物	力ドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	有機燐化合物	シアニ化物	ジクロロメタジカルブ	四塩化炭素	ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロエタノン	シス一二二ジクロロエタン	一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	ベンゼン	セレン又はその化合物
(1) 廃油	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-
(2) 廃酸	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
(3) 廃アルカリ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
(4) 廃ポリ塩化ビフェニル等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
(5) ポリ塩化ビフェニル汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
(6) 鉛さい	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
(7) 廃石綿等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) ばいじん	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
(9) 燃え殻	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-
(10) 汚泥	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
• 以上10品目。 • (4) 及び(5)にあっては低濃度PCB廃棄物に限る。																								

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

許可番号 03250007362

特別管理產業废弃物收集運賄業許可證

住 所 広島市西区南鏡音六丁目12番21号

名 称 株式会社 環 境 開 發 公 社

代表取締役 李貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第144条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也

卷之三

許可の年月日 令和4年1月18日

許可の有效年月日 令和10年12月25日

上書 義の範用

事業の区分 稽替え・保管行為を含まない 以下全項

特別管理産業用毒物の種類

テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタノール、1,1,2-トリクロロエタノン、1,1,2-トリクロロエタノラム。

有機酸類 (イ) 酸度値2.0以下のもの：ニ水酸化物、その化合物、カドミウムはその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、硫酸アリル化合物、硫酸又はその化合物、シアン化物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロブタン、塩化炭素、1-2-ジクロロエチレン、1-1-ジクロロエチレン、1-2-ジクロロエチル、1,1,1-トリクロロエタノン、1,1-二クロロエチレン、1-3-ジクロロブロム丙烷、シナモン、チオカーボン、チオカルボン、ベンゾン、セロソルブの化合物、1-4-オキソサクシエン、

廃PCB等、PCB汚染物（以上品目、近畿圏CBL尾張に属する。）
新らしい（水銀又はその化合物、有機水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことの多いより有害なものに限る。）
新規

燃え殻、熱処理ウム又はその化合物、鉛はその化合物、六価クロムの化合物、砒素又はその化合物、ナトリウムはその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに該する。

以下余白

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成28年12月26日新規許可
(2) 取り扱う特別管理産業殺葉物の種類の追加により平成30年8月22日変更許可
(3) 令和4年1月18日更新許可

5. 積替え許可の有無

松江市の区域に係る積替え許可無

三

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

三

許可番号 第03350007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
称 株式会社環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許 可 の 年 月 日 令和3年7月15日

許可の有効年月日 令和10年6月15日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年6月16日 新規許可
令和3年7月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

別表

株式会社環境開発公社

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

(備考) 表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 04050007362

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川



許可の年月日 令和 2年 2月 26日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 25日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 1月31日 変更許可により取扱品目（醸油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥）の限定の変更及び取扱品目（鉛さい、廃石綿等、ばいじん）の追加

令和 2年 2月 26日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

有 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

以下余白

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱 さ い (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 石 線 等

ば い じ ん (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃 え 賦 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上8品目 以下余白

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月11日

許可の有効期限 令和 9年 8月10日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
裏面のとおり	

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

別紙のとおり

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H20. 8.11	更新許可	H27. 8.21	変更許可
H23. 10. 26	変更許可	H31. 2.22	変更許可
H25. 10. 2	更新許可(優良認定)	R 2. 9. 1	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考 令和3年7月20日 業の一部廃止により書換

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) この欄以下余白	燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもののを除く。)及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん(燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は成形品、廃プラスチック管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (造粒固化) 以下余白	汚泥(無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 鉱さい ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白
	検査
	審査

3. 許可の条件

造粒固化処理後物を利用又は販売する場合は、排出事業者毎のばいじんについて、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3カ月に1回以上の頻度で、検査又はその他の方法により確認すること。

また、ばいじんを含む造粒固化処理後物が、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3カ月に1回以上の頻度で検査を行い確認すること。

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）のうち、土壌の汚染に係る環境基準
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する特定有害物質の基準（含有量基準に限る。）

産業廃棄物処分業許可証

優
良

住所 広島県広島市西区南觀音六丁目 12番21号
 氏名 株式会社 環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和 3 年 3 月 22 日
 許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置
 汚泥 240 m³ / 日

(2) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m³ 汚泥（無機性汚泥に限る。） 158 m³ 2.75m

(3) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号） 平成 29 年 12 月 22 日設置
 汚泥 1200 m³ / 日

(4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号） 平成 31 年 2 月 26 日設置
 汚泥 1200 m³ / 日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については、次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は、汚泥の排出事業所内に限る。
- (2) 造粒固化施設からの汚水は、直接公共用水域に排出しないこと。

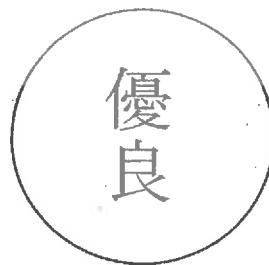
4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 4 月 6 日 更新許可（優良認定）

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原芳明



許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和9年9月15日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・鉱さい

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字篠ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉱さい 1, 200 m³/日 (8時間)

(2) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字篠ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉱さい 1, 200 m³/日 (8時間)

3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づく許可若しくは届出が必要な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼動はそれらが完了した後に行うこと。

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、維持管理状況及び環境保全措置方法を記載した書類を関係書類添えて提出すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月2日 更新許可（優良認定） 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第03520007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡嗣政



許可の年月日

令和3年5月19日

許可の有効年月日

令和10年5月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化（移動式））

(2) 事業廃棄物の種類

汚泥（無機汚泥に限る。）

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番25、27

設置年月日：平成29年12月25日、処理能力：1,200m³/日（8時間）

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月26日、処理能力：1,200m³/日（8時間）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年6月2日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 03220007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所

広島市西区南波音六丁目12番21号

優
良

名 称

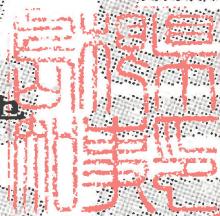
株式会社環境開発公社

代表取締役 粕本貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事

丸 山 達 也



許可の年月日 令和4年3月14日

許可の有効年月日 令和11年2月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化（移動式）以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有珪藻土等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設

- 施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- 処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る。）
- 設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- 設置位置：島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- 設置年月日：平成29年12月25日
- 処理能力：150m³/時間、8時間稼働、1,200m³/日
- 許可年月日及び許可番号：対象外

(2) 造粒固化施設2

- 施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- 処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る。）
- 設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- 設置位置：島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- 設置年月日：平成31年2月25日
- 処理能力：150m³/時間、8時間稼働、1,200m³/日
- 許可年月日及び許可番号：対象外

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成29年2月27日新規許可
- 令和4年3月14日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

・ 無

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号
 氏 名 株式会社環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成30年 3月 2日
 許可の有効年月日 令和 5年 3月 1日



1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（造粒固化）
(1)	汚泥	○
• 以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 • (1)については、無機性汚泥に限る。		

(備考) 「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33	
設置年月日	平成29年12月15日	
処理能力	汚泥	1200m ³ /日 (150m ³ /時間×8時間/日)

(2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30	
設置年月日	平成31年2月26日	
処理能力	汚泥	1200m ³ /日 (150m ³ /時間×8時間/日)

3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月 1日 変更届（施設保管場所の地番変更）
 平成31年 3月 11日 変更届（事業の用に供する施設の追加）
 平成31年 4月 2日 変更届（施設保管場所の変更）
 令和 元年 5月 7日 変更届（事業の用に供する施設の廃止）
 令和 元年11月13日 変更届（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

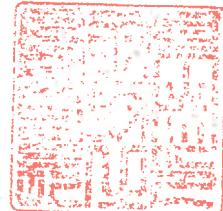
有 □ · 無 □

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号
 氏 名 株式会社環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 平成30年 3月 2日
 許可の有効年月日 令和 5年 3月 1日

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（造粒固化）
(1) 汚泥		○
・以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・(1)については、無機性汚泥に限る。		
(備考)「○」は取り扱うことができるものを示す。		

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） (施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33)	
設置年月日	平成29年12月25日	
処理能力	汚泥	1200m ³ /日 (150m ³ /時間×8時間/日)

(2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） (施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30)	
設置年月日	平成31年2月26日	
処理能力	汚泥	1200m ³ /日 (150m ³ /時間×8時間/日)

3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成30年11月30日 変更届（施設保管場所の地番変更）
 平成31年 3月11日 変更届（事業の用に供する施設の追加）
 平成31年 4月15日 変更届（施設保管場所の変更）
 平成31年 4月22日 変更届（事業の用に供する施設の廃止）
 令和 元年11月15日 変更届（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 □ · 無 □

許可番号 04020007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 31 年 3 月 22 日

許可の有効年月日 令和 6 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（造粒固化（移動式））：汚泥（無機性に限る。）以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

造粒固化施設（移動式）：保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33

設置年月日 平成29年12月25日

処理能力 1200m³/日（8時間）

造粒固化施設（移動式）：保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30

設置年月日 平成31年2月26日

処理能力 1200m³/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 5月24日 変更届出により造粒固化施設の変更

令和 元年11月13日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

（有）・ 無

許可番号 第07620007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日

平成 30年 2月 22日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5年 2月 21日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（固化）

産業廃棄物の種類

汚泥（建設汚泥に限る。）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：固化施設（1号機：BZ210-3）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：平成30年 2月 22日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

施設の種類：固化施設（2号機：BZ210-3）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：平成31年 2月 26日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 2月 22日 新規許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 03820007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

令和 3年10月20日
令和 8年10月19日

1. 事業の範囲

中間処分

造粒固化処分：汚泥（無機汚泥に限る。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設（移動式）

2基

ア 駐 機 場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成29年12月25日

処理能力：1200m³/日

イ 駐 機 場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年 2月26日

処理能力：1200m³/日

3. 許可の条件

(1) 汚泥排出現場内でのみ使用すること。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずる場所では使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

○当 初 許 可

令和 3年10月20日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 〇 無



許可番号 08921007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野志克仁



許可の年月日

令和3年8月24日

許可の有効年月日

令和8年8月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(造粒固化)

(産業廃棄物の種類)

汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設(移動式) (型式) コマツ製 リテラ BZ210-3

(駐機場所) 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日) 平成29年12月25日

(燃費稼働の種類) 汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力) 150m³/h (1,200m³/日)

(2) 造粒固化施設(移動式) (型式) コマツ製 リテラ BZ210-3

(駐機場所) 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日) 平成31年2月26日

(燃費稼働の種類) 汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力) 150m³/h (1,200m³/日)

3. 許可の条件

(1) 処理施設の稼働場所は、排出現場内に限る。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずる場所では使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可

令和3年8月24日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 3620007362

産業廃棄物処分業許可証

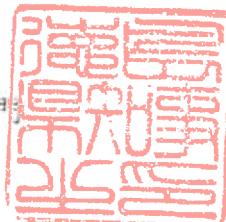
住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事 飯泉

嘉門



許可の年月日 令和3年11月22日

許可の有効年月日 令和8年11月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（無機性のものに限る。）

（以上1種類、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類：造粒固化施設（移動式）(BZ210-3, 車台番号2032)

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成29年12月5日

処理能力：1,200m³/日（8時間、150m³/h）

(2) 種類：造粒固化施設（移動式）(BZ210-3, 車台番号2064)

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月25日

処理能力：1,200m³/日（8時間、150m³/h）

3. 許可の条件

中間処理（造粒固化）については、排出現場内で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月22日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第10020007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号
名 称 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 4年 2月21日

許可の有効年月日 令和 9年 2月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 造粒固化（移動式）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（無機性に限り、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

「裏面に記載」

3. 許可の条件

造粒固化（移動式）を行う場所は、倉敷市内の当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年 2月21日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面)

(I) 施設の種類 造粒固化施設(移動式)

ア 設置場所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番25、
10460番27(保管場所)
設置年月日 平成29年12月22日
処理能力 汚泥 1,200m³/日(8時間)
イ 設置場所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30、
10460番33(保管場所)
設置年月日 平成31年2月26日
処理能力 汚泥 1,200m³/日(8時間)